

43 三芳町

【問合せ先】 三芳町 施設マネジメント課 管財契約担当 TEL 049-258-0019(内452)

| 本社情報 | | |
|------------|--|---|
| 地区コード | | 記入しないでください。 |
| 事業所情報 | | |
| 地区コード | | 記入しないでください。 |
| 地域区分 | | <p>次の区分により記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請事業所の所在地が「三芳町内」の場合 → 「町内」を記入 ・申請事業所の所在地が「富士見市、ふじみ野市」の場合 → 「準町内」を記入 ・申請事業所の所在地が「川越市、所沢市、狭山市、朝霞市、志木市、和光市、新座市」の場合 → 「川越・朝霞県土」を記入 ・申請事業所の所在地が「県内」の場合 → 「県内」を記入 ・申請事業所の所在地が「県外」の場合 → 「県外」を記入 <p>※「本店」は、建設工事を含む申請の場合は、主たる営業所の所在地を指します。建設工事を含まない申請の場合は、履歴(現在)事項全部証明書に記載された本店の所在地を指します。</p> |
| 納付状況 | | |
| 納税状況 | | <p>未納あり、未納なし、課税対象外から選択してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未納あり : 次の税目に未納がある場合は申請できません。 ・未納なし : 全税目とも未納がない場合。 ・課税対象外 : 全税目、免税業者の場合。 <p>三芳町に申請する場合は、申請日時時点で次の税目について、未納がないことが要件です。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法人税(又は所得税)及び消費税・地方消費税 (2) 法人町民税(又は個人町民税) (3) 三芳町税 <p>※ 新型コロナウイルス感染症等の影響等により納税・換価の猶予制度の適用を受けている場合は、「未納なし」を選択してください。</p> |
| 予備欄 | | |
| 予備欄2～予備欄10 | | 記入しないでください |